

## 令和7年度組織改正について

執行体制の効率化及び区民サービスの向上等を図るため、令和7年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。

なお、別紙の分掌事務（案）は現時点のものであり、今後の調整で変更となる場合があります。

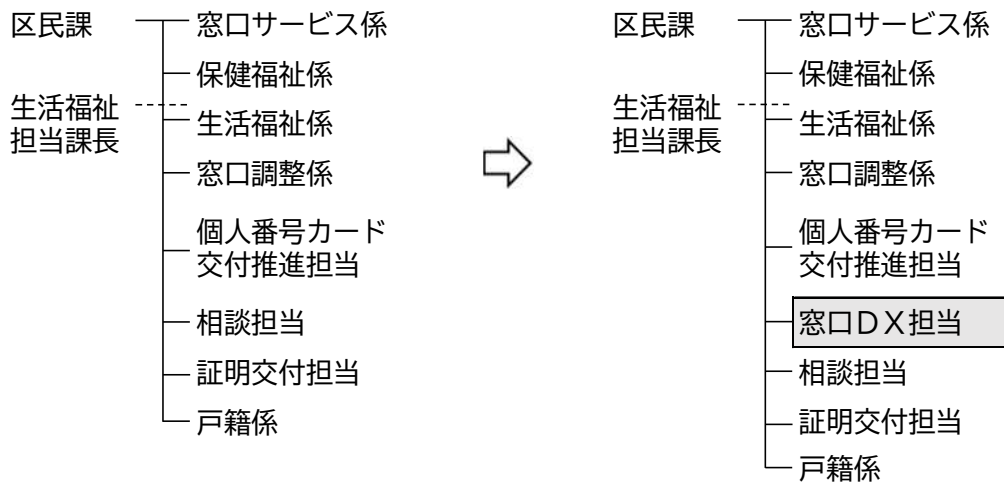
1 実施時期 令和7年4月1日

### 2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、**囲み**は新設・再編等による組織を表しています。

#### (1) 芝地区総合支所 区民課

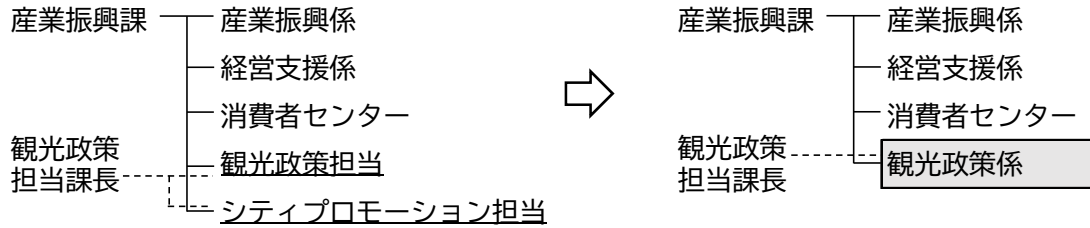
「書かない窓口」や「待たない窓口」をはじめ、窓口DXを強力に推進し、区民サービスの更なる向上を図るため、窓口DX担当（担当係長制）を設置します。



#### (2) 産業・地域振興支援部 産業振興課

区の貴重な観光資源を活用した魅力の発信をはじめ、観光プロモーションを一体的に推進していくため、観光政策担当（担当係長制）及びシティプロモーション担当（担当係長制）を統合し、観光政策係に再編します。

（組織図は次ページのとおり。）



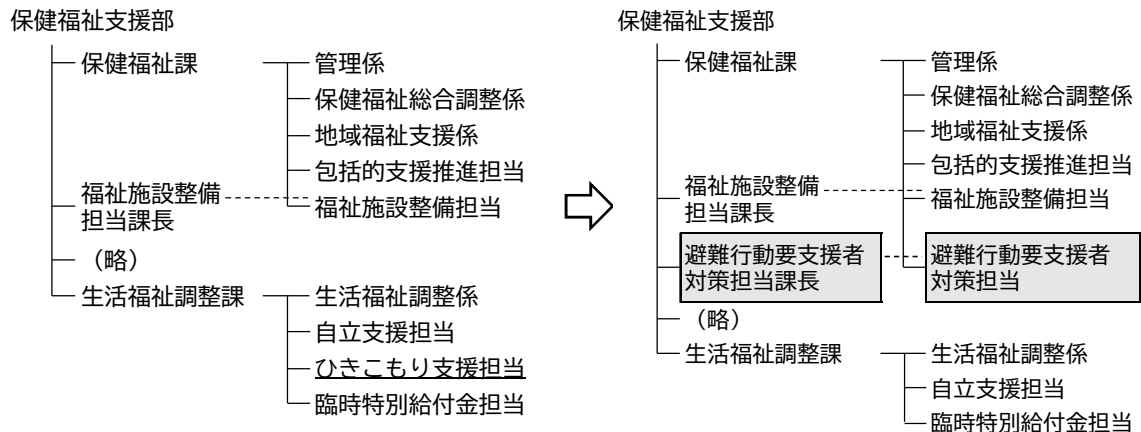
### (3) 保健福祉支援部

#### ① 保健福祉課、生活福祉調整課

令和7年度からの重層的支援体制整備事業の本格的な実施を見据え、生活福祉調整課ひきこもり支援担当（担当係長制）を廃止し、ひきこもり支援に関する業務を保健福祉課包括的支援推進担当（担当係長制）に引き継ぐことで、アウトリーチ等を通じた支援事業と一体的に推進します。

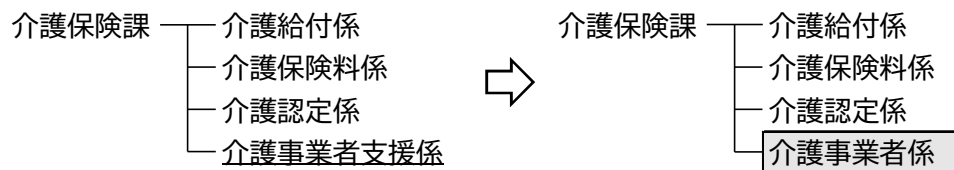
#### ② 避難行動要支援者対策担当課長、保健福祉課

避難行動要支援者名簿の登録者拡大や個別避難計画の作成促進等、喫緊の課題である避難行動要支援者対策を推進するため、避難行動要支援者対策担当課長及び保健福祉課避難行動要支援者対策担当（担当係長制）を設置します。



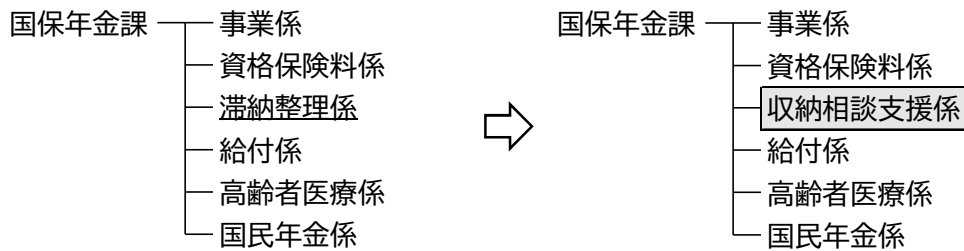
#### ③ 介護保険課

運営指導対象施設の増加等に伴い、迅速な対応が求められる指導業務が増えていることから、区民や事業者の分かりやすさ等に鑑み、介護事業者支援係を介護事業者係に再編します。



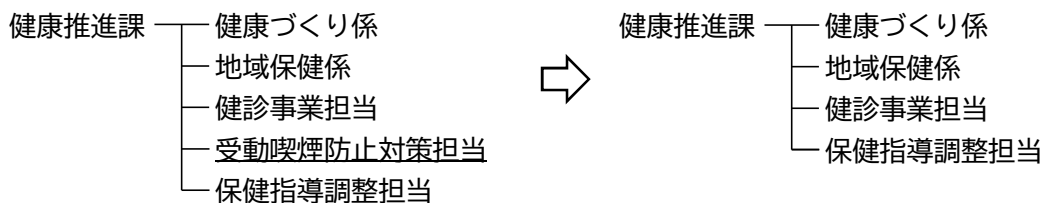
#### ④ 国保年金課

催告・納付相談を通じた被保険者への支援を強化していくことに伴い、区民の分かりやすさ等に鑑み、滞納整理係を収納相談支援係に再編します。



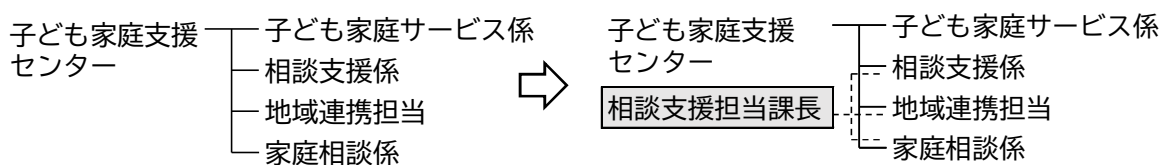
#### (4) みなと保健所 健康推進課

受動喫煙防止対策と併せて、今後、喫煙に関する普及啓発や検診事業を一層充実させていくため、受動喫煙防止対策担当（担当係長制）の業務を健康づくり係に引き継ぎ、廃止します。



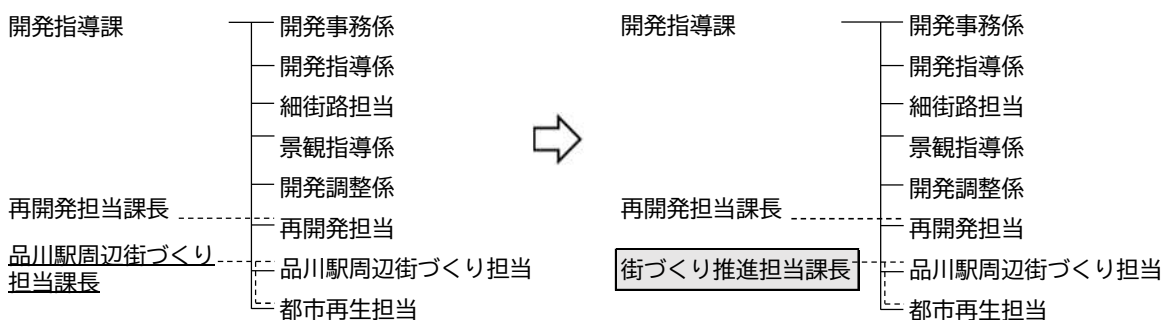
#### (5) 子ども家庭支援部 相談支援担当課長

子ども家庭支援センターが対応する相談件数が増加傾向にあること等に鑑み、よりきめ細かい相談支援と迅速な支援方針の決定を行っていくため、相談支援担当課長を設置します。



#### (6) 街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当課長、街づくり推進担当課長

区内における都市再生特別地区等の都市計画制度を活用したまちづくりを適切に誘導することを踏まえ、区民等への分かりやすさの観点から、品川駅周辺街づくり担当課長を廃止し、街づくり推進担当課長を設置します。



## (7) 企画経営部

### ① 企画課

統計等のデータを活用し、効果的に区の施策を推進するため、政策研究担当（担当係長制）の業務を拡充し、E B P M推進担当（担当係長制）に再編します。

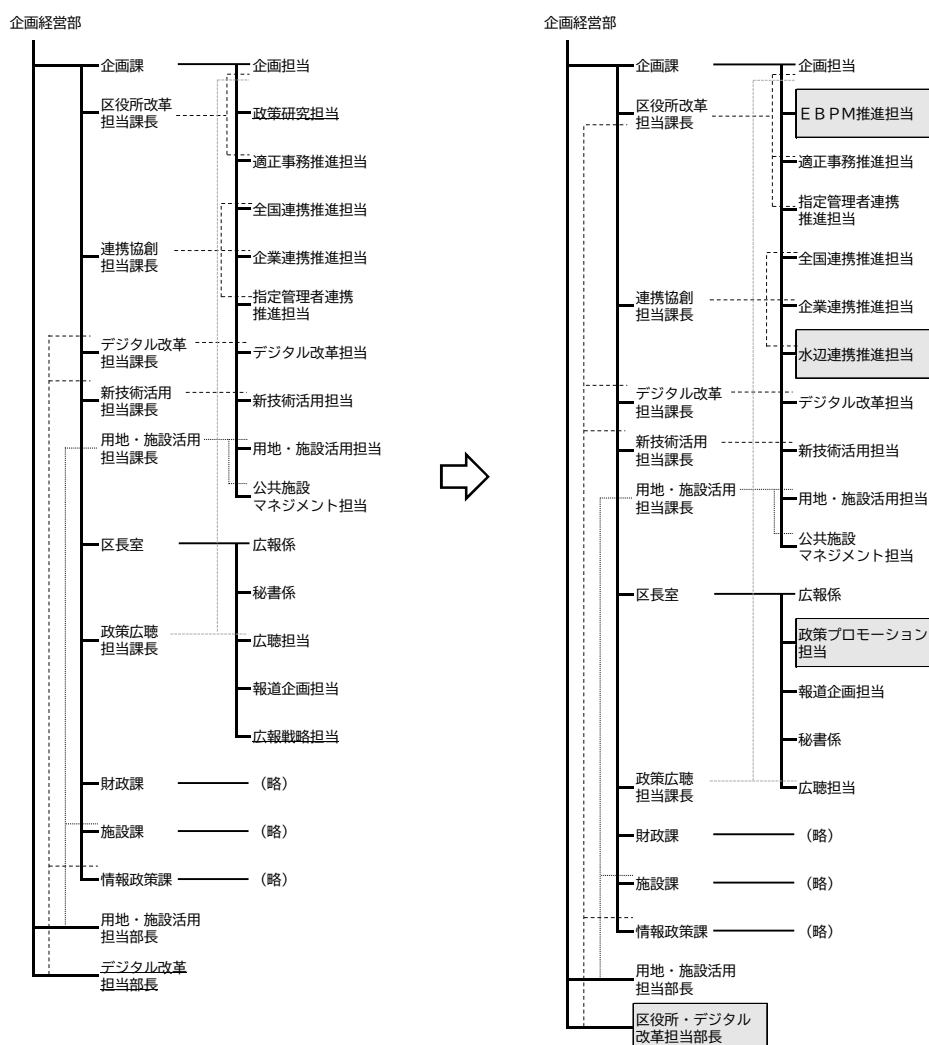
また、水辺に関わる取組の推進に当たって、各部門と関係事業者等との連携を円滑に進めていくとともに、庁内連携の強化を図り、区の水辺活用の方向性を明確にしていくため、水辺連携推進担当（担当係長制）を設置します。

### ② 区長室

区民等への分かりやすい情報発信や区の刊行物等に係るデザインの改善など、「伝わる広報」の実現に向けて、広報戦略担当（担当係長制）の業務を拡充し、政策プロモーション担当（担当係長制）に再編します。

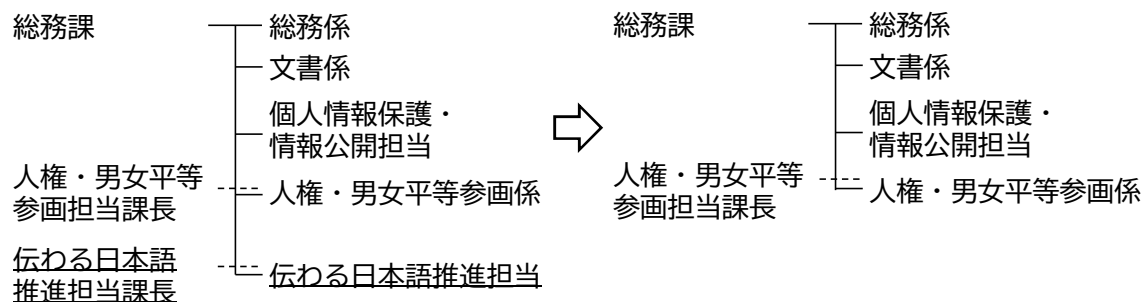
### ③ デジタル改革担当部長、区役所・デジタル改革担当部長

区役所改革の取組におけるデジタル・トランスフォーメーションを加速させ、区民サービスの向上と業務効率化を図るため、デジタル改革担当部長を廃止し、区役所・デジタル改革担当部長を設置します。



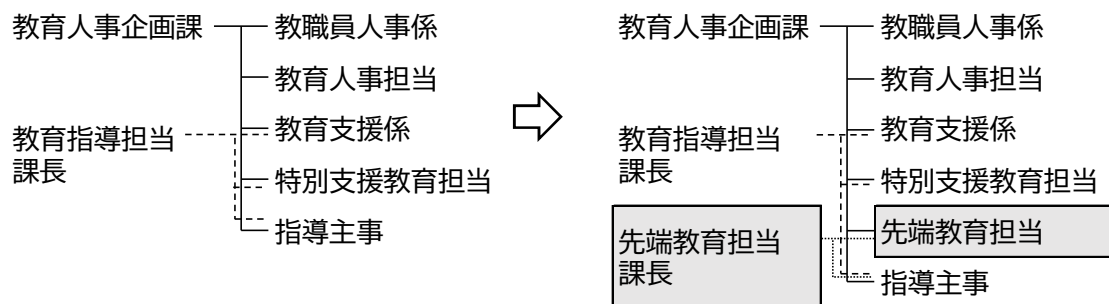
(8) 総務部 伝わる日本語推進担当課長、総務課

令和4年9月に設置した伝わる日本語推進担当課長及び総務課伝わる日本語推進担当（担当係長制）について、情報発信を行う上で職員一人一人がすべき行動を示した「港区伝わる日本語行動指針」を策定するなど、所期の目的を達成したため、廃止します。



(9) 教育委員会事務局学校教育部 先端教育担当課長、教育人事企画課

GIGAスクールや国際理解教育の推進、中高一貫教育校の設置に向けた検討など、区ならではの教育施策の更なる充実に取り組んでいくため、先端教育担当課長及び教育人事企画課先端教育担当（担当係長制）を設置します。



## 主な分掌事務（案）

1 芝地区総合支所  
区民課（抜粋）

現行	改正後
個人番号カード交付推進担当 1 個人番号カードの交付に係る事務の総合調整に関すること。 2 <u>多機能端末機に係るシステムに関すること。</u> 3 <u>住民基本台帳システムに関すること。</u> 4 <u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u> 5 <u>印鑑登録システムに関すること。</u> 6 <u>戸籍システムに関すること。</u> 7 <u>公的個人認証システムに関すること。</u> 8 <u>住民基本台帳閲覧システムに関すること。</u> 9 <u>在留カード等管理システムに関すること。</u> 10 <u>総合支所の分掌する第2号から前号までに掲げる事務の取りまとめに関すること。</u>	個人番号カード交付推進担当 1 個人番号カードの交付に係る事務の総合調整に関すること。
〔新設〕	窓口DX担当 1 <u>窓口DXに係る事務の総合調整に関すること。</u> 2 <u>多機能端末機に係るシステムに関すること。</u> 3 <u>住民基本台帳システムに関すること。</u> 4 <u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u> 5 <u>印鑑登録システムに関すること。</u> 6 <u>戸籍システムに関すること。</u> 7 <u>公的個人認証システムに関すること。</u> 8 <u>住民基本台帳閲覧システムに関すること。</u> 9 <u>在留カード等管理システムに関すること。</u> 10 <u>総合支所の分掌する第2号から前号までに掲げる事務の取りまとめに関すること。</u>

2 産業・地域振興支援部  
産業振興課（抜粋）

現行	改正後
<p>観光政策担当</p> <p>1 <u>観光振興に係る計画及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>観光情報の発信に関すること。</u></p> <p>3 <u>観光客の受入体制の整備に関すること。</u></p> <p>4 <u>観光振興と商店街振興の連携に関すること。</u></p> <p>5 <u>一般社団法人港区観光協会に関すること。</u></p> <p>6 <u>伝統工芸及び地場産業の保護及び育成に関すること。</u></p>	<p>[廃止]</p>
<p>シティプロモーション担当</p> <p>1 <u>シティプロモーションの推進に関すること。</u></p> <p>2 <u>シティプロモーションに関する企画及び調整に関すること。</u></p> <p>3 <u>シティプロモーションに係る関係団体等との連携及び調整に関すること。</u></p>	<p>[廃止]</p>
<p>[新設]</p>	<p>観光政策係</p> <p>1 <u>観光振興に係る計画及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>観光情報の発信に関すること。</u></p> <p>3 <u>観光客の受入体制の整備に関すること。</u></p> <p>4 <u>観光振興と商店街振興の連携に関すること。</u></p> <p>5 <u>一般社団法人港区観光協会に関すること。</u></p> <p>6 <u>伝統工芸及び地場産業の保護及び育成に関すること。</u></p> <p>7 <u>シティプロモーションの推進に関すること。</u></p> <p>8 <u>シティプロモーションに関する企画及び調整に関すること。</u></p> <p>9 <u>シティプロモーションに係る関係団体等との連携及び調整に関すること。</u></p>

### 3 保健福祉支援部 保健福祉課（抜粋）

現行	改正後
包括的支援推進担当 1～3（略）	包括的支援推進担当 1～3（略） <u>4 ひきこもり支援に関すること。</u> <u>5 孤独・孤立対策に関すること。</u>
〔新設〕	<u>避難行動要支援者対策担当</u> <u>1 避難行動要支援者対策の調整及び推進に関する</u> <u>こと。</u>

#### 避難行動要支援者対策担当課長

現行	改正後
〔新設〕	<u>避難行動要支援者対策担当課長</u> <u>1 避難行動要支援者対策の調整及び推進に関する</u> <u>こと。</u>

#### 介護保険課（抜粋）

現行	改正後
<u>介護事業者支援係</u> <u>1 介護保険事業者の支援に関すること。</u> <u>2 介護保険サービスの研修に関すること。</u> <u>3 地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者</u> <u>等の指定等に関すること。</u> <u>4 保険給付の適正化に関すること。</u> <u>5 介護保険事業者の指導及び助言に関すること。</u> <u>6 介護保険に係る苦情解決に関すること。</u>	〔廃止〕
〔新設〕	<u>介護事業者係</u> <u>1 地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者</u> <u>等の指定等に関すること。</u> <u>2 介護保険事業者の運営指導等に関すること。</u> <u>3 保険給付の適正化に関すること。</u> <u>4 介護保険サービスの研修等に関すること。</u> <u>5 介護保険に係る苦情解決に関すること。</u>

#### 生活福祉調整課（抜粋）

現行	改正後
<u>ひきこもり支援担当</u> <u>1 ひきこもり支援に関すること。</u>	〔廃止〕



#### 国保年金課（抜粋）

現行	改正後
資格保険料係 1～2（略） <u>3 国民健康保険料の収納に関すること。</u>	資格保険料係 1～2（略）
滞納整理係 <u>1 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。</u> <u>2 国民健康保険料の収納率の向上に関すること。</u>	〔廃止〕
〔新設〕	収納相談支援係 <u>1 国民健康保険料の収納及び収納に伴う相談支援に関すること。</u> <u>2 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。</u> <u>3 国民健康保険料の収納率の向上に関すること。</u>

#### 4 みなと保健所

##### 健康推進課（抜粋）

現行	改正後
健康づくり係 1～15（略） <u>16 課内他の係等に属しないこと。</u>	健康づくり係 1～15（略） <u>16 受動喫煙防止対策に関すること。</u> <u>17 課内他の係等に属しないこと。</u>
受動喫煙防止対策担当 <u>1 受動喫煙防止対策に関すること。</u>	〔廃止〕

#### 5 子ども家庭支援部

##### 相談支援担当課長

現行	改正後
〔新設〕	<u>1 子ども・子育てに係る相談支援に関すること。</u> <u>2 ひとり親、女性及び家庭の福祉の増進に関すること。</u>

#### 6 街づくり支援部

##### 品川駅周辺街づくり担当課長

現行	改正後
<u>1 品川駅周辺地区の街づくりに関すること。</u> <u>2 都市開発諸制度及び都市再生特区による開発整備に関すること（再開発担当の所管に係るものを除く。）。</u> <u>3 特定地区の施設整備の推進に関すること。</u>	〔廃止〕

### 街づくり推進担当課長

現行	改正後
[新設]	<u>1 品川駅周辺地区の街づくりに関すること。</u> <u>2 都市開発諸制度及び都市再生特区による開発整備に関すること（再開発担当の所管に係るものを除く。）。</u> <u>3 特定地区の施設整備の推進に関すること。</u>

## 7 企画経営部

### 企画課（抜粋）

現行	改正後
<u>政策研究担当</u> <u>1 区の政策形成(企画担当の所管に係るものを除く。)に関すること。</u> <u>2 区の政策に係る調査研究に関すること。</u>	[廃止]
[新設]	<u>E B P M推進担当</u> <u>1 区の政策形成(企画担当の所管に係るものを除く。)に関すること。</u> <u>2 区の政策に係る調査研究に関すること。</u> <u>3 統計等のデータの利活用に関すること。</u>
[新設]	<u>水辺連携推進担当</u> <u>1 各部における水辺の取組に係る関係事業者等との連携の推進に関すること。</u> <u>2 水辺施策に係る庁内調整に関すること。</u>

### 区役所改革担当課長

現行	改正後
1～4（略）	1～4（略） <u>5 指定管理者との連携の推進に関すること。</u> <u>6 指定管理者制度に関すること。</u>

### 連携協創担当課長

現行	改正後
1～4（略） <u>5 指定管理者との連携の推進に関すること。</u> <u>6 指定管理者制度に関すること。</u>	1～4（略） <u>5 水辺施策に係る連携の推進に関すること。</u> <u>6 水辺施策の総合調整に関すること。</u>

## 区長室（抜粋）

現行	改正後
広報係 1～3（略） 4 ホームページに関すること（広報戦略担当の所管に係るものを除く。） 5 前各号に掲げるもののほか、区政の普及に関すること。 6 室内他の係等に属しないこと。	広報係 1～3（略） 4 ホームページに関すること。 5 ICTを活用した情報発信に関すること。 6 情報発信の企画及び立案に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、区政の普及に関すること。 8 室内他の係等に属しないこと。
広報戦略担当 1 ICTを活用した情報発信に関すること。 2 新たな情報発信手法の企画及び立案に関すること。 3 ホームページに関すること（広報係の所管に係るものを除く。）	〔廃止〕
〔新設〕	政策プロモーション担当 1 伝わる広報の推進に関すること。 2 情報発信に係る方針の企画、調査及び調整に関すること。

## デジタル改革担当部長

現行	改正後
1 デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。 2 新技術の活用に関すること。 3 情報システムに関すること。	〔廃止〕

## 区役所・デジタル改革担当部長

現行	改正後
〔新設〕	1 区役所改革に関すること。 2 デジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。 3 新技術の活用に関すること。 4 情報システムに関すること。

## 8 総務部

### 総務課（抜粋）

現行	改正後
伝わる日本語推進担当 1 伝わる日本語の普及及び促進に関すること。	[廃止]

### 伝わる日本語推進担当課長

現行	改正後
1 伝わる日本語の普及及び促進に関すること。	[廃止]

## 9 教育委員会事務局学校教育部

### 教育人事企画課（抜粋）

現行	改正後
[新設]	先端教育担当 1 教育施策の推進に関すること。

### 先端教育担当課長

現行	改正後
[新設]	先端教育担当課長 1 教育施策の推進に関すること。

令和7年度職員定数

人 事 課

1 各地区総合支所

(単位：人)

部 課 名 等	令和7年度	令和6年度	増減数
<b>芝地区総合支所</b>	<b>156</b>	<b>154</b>	<b>2</b>
管理課	9	9	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	20	20	0
区民課	63	63	0
生活福祉担当課長	0	0	0
保育園（芝・芝公園）	52	50	2
<b>麻布地区総合支所</b>	<b>184</b>	<b>185</b>	<b>△1</b>
管理課	15	15	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	19	19	0
区民課	33	33	0
保育園（飯倉・本村・南麻布・西麻布・麻布）	105	106	△1
<b>赤坂地区総合支所</b>	<b>129</b>	<b>128</b>	<b>1</b>
管理課	8	8	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	26	26	0
保育園（赤坂・南青山・青山）	65	64	1
<b>高輪地区総合支所</b>	<b>165</b>	<b>164</b>	<b>1</b>
管理課	10	10	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	35	35	0
保育園（高輪・伊皿子坂・白金）	67	66	1
児童館（豊岡・高輪・白金台）	23	23	0
<b>芝浦港南地区総合支所</b>	<b>133</b>	<b>132</b>	<b>1</b>
管理課	10	10	0
協働推進課	14	14	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	34	34	0
保育園（こうなん・台場）	47	46	1
児童館（台場）	10	10	0
<b>各地区総合支所合計</b>	<b>767</b>	<b>763</b>	<b>4</b>

## 2 支援部等

(単位：人)

部 課 名 等	令和7年度	令和6年度	増減数
<b>産業・地域振興支援部</b>	<b>104</b>	<b>104</b>	<b>0</b>
地域振興課	18	18	0
国際化・文化芸術担当課長	1	1	0
ウクライナ避難民支援担当課長	1	1	0
産業振興課	16	16	0
観光政策担当課長	1	1	0
税務課	67	67	0
<b>文化芸術事業連携担当部長</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>保健福祉支援部</b>	<b>165</b>	<b>162</b>	<b>3</b>
保健福祉課	19	15	4
福祉施設整備担当課長	1	1	0
避難行動要支援者対策担当課長	1		1
高齢者支援課	25	25	0
介護保険課	36	36	0
障害者福祉課	23	23	0
生活福祉調整課	10	11	△ 1
国保年金課	50	51	△ 1
<b>みなと保健所</b>	<b>121</b>	<b>120</b>	<b>1</b>
生活衛生課	59	58	1
保健予防課	18	18	0
地域医療連携担当課長	1	1	0
健康推進課	43	43	0
<b>子ども家庭支援部</b>	<b>50</b>	<b>49</b>	<b>1</b>
子ども政策課	13	13	0
子ども若者支援課	11	11	0
保育課	12	12	0
子ども家庭支援センター	13	13	0
相談支援担当課長	1		1
<b>児童相談所</b>	<b>63</b>	<b>63</b>	<b>0</b>
児童相談課	61	61	0
相談援助担当課長	2	2	0
<b>街づくり支援部</b>	<b>130</b>	<b>130</b>	<b>0</b>
都市計画課	14	14	0
住宅課	14	14	0
建築課	27	27	0
土木課	17	17	0
土木管理課	17	17	0
開発指導課	31	31	0
再開発担当課長	1	1	0
街づくり推進担当課長	1	1	0
地域交通課	8	8	0
<b>街づくり事業担当部長</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>環境リサイクル支援部</b>	<b>132</b>	<b>132</b>	<b>0</b>
環境課	21	21	0
地球温暖化対策担当課長	1	1	0
みなとりサイクル清掃事務所	110	110	0

部 課 名 等	令和7年度	令和6年度	増減数
<b>企画経営部</b>	<b>89</b>	<b>89</b>	<b>0</b>
企画課	22	22	0
区役所改革担当課長	1	1	0
連携協創担当課長	1	1	0
デジタル改革担当課長	1	1	0
新技術活用担当課長	1	1	0
用地・施設活用担当課長	1	1	0
区長室	15	15	0
政策広聴担当課長	1	1	0
財政課	9	9	0
施設課	25	25	0
情報政策課	12	12	0
<b>用地・施設活用担当部長</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>区役所・デジタル改革担当部長</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>防災危機管理室</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>0</b>
防災課	19	19	0
危機管理・生活安全担当課長	1	1	0
<b>総務部</b>	<b>64</b>	<b>66</b>	<b>△ 2</b>
総務課	19	19	0
人権・男女平等参画担当課長	1	1	0
伝わる日本語推進担当課長		1	△ 1
人事課	26	26	0
契約管財課	18	19	△ 1
<b>会計管理者</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
会計室	14	14	0
<b>教育委員会事務局教育推進部</b>	<b>35</b>	<b>35</b>	<b>0</b>
教育長室	8	8	0
生涯学習スポーツ振興課	13	13	0
図書文化財課	14	14	0
<b>教育委員会事務局学校教育部</b>	<b>53</b>	<b>51</b>	<b>2</b>
学務課	26	26	0
学校施設担当課長	1	1	0
教育人事企画課	24	23	1
教育指導担当課長	1	1	0
先端教育担当課長	1		1
<b>学校（中学校・小学校・幼稚園）</b>	<b>141</b>	<b>145</b>	<b>△ 4</b>
<b>選挙管理委員会事務局</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>0</b>
<b>監査事務局</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>0</b>
<b>区議会事務局</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>0</b>
<b>支援部等合計</b>	<b>1,214</b>	<b>1,213</b>	<b>1</b>
<b>各地区総合支所+支援部等</b>	<b>1,981</b>	<b>1,976</b>	<b>5</b>

### 3 定数内派遣職員

(単位：人)

派遣先	令和7年度	令和6年度	増減数
港区スポーツふれあい文化健康財団	7	7	0

### 4 職員総定数

(単位：人)

	令和7年度	令和6年度	増減数
合計(1～3)	1,988	1,983	5

#### 【参考①】 配置職員総数

(単位：人)

	令和7年度	令和6年度	増減数
職員定数	1,988	1,983	5
期限付定数	178	164	14
暫定配置数	111	84	27
合計	2,277	2,231	46

#### 【参考②】 会計年度任用職員総数

(単位：人)

	令和7年度	令和6年度	増減数
区分A	355	349	6
給料表を適用しない職	377	350	27
区分B	519	463	56
合計	1,251	1,162	89

備考

- 職員数は、各年度4月1日現在（令和7年度は予定）で表示しています。
- 職員数は、管理職を含みます（各地区総合支所長、部長及び副総合支所長は、庶務担当課の数値に含んでいます。）。
- 各地区総合支所長と産業・地域振興支援部長・文化芸術事業連携担当部長・保健福祉支援部長・環境リサイクル支援部長・区役所・デジタル改革担当部長、副総合支所長と管理課長、生活福祉調整課長と生活福祉担当課長、参事と保健予防課長、会計管理者と会計室長は兼務を前提としているため、各地区総合支所長、副総合支所長、生活福祉調整課長、保健予防課長、会計管理者のみを定数として扱います。
- 職員数には、暫定再任用職員を含みます。
- 欠員又は過員が発生した場合、各課の現員数（実際の配置数）は増減します。